

健康診断と事後措置の徹底を！

9月は『職場の健康診断実施強化月間』です

大分労働局

9月は『職場の健康診断実施強化月間』です。大分労働局では、労働安全衛生法に基づく健康診断・事後措置を改めて徹底するため、集中的・重点的な働きかけを実施することとしています。

なお、大分県下の一般定期健康診断の有所見率(※)は、毎年増加し、平成30年には55.9%に達しています。中でも脳血管疾患・虚血性心疾患の発症リスクの高い血中脂質、血圧、血糖等の有所見率が高く、過重労働による健康障害の予防のためには、健康診断の実施と適切な事後措置の徹底が重要です。

※ 労働者50人以上の事業場から提出のあった定期健康診断結果報告による。

事業主に義務付けられている事項

＋ 健康診断の実施（労働安全衛生法第66条）

- 労働者に対し、雇入時・毎年1回定期的に健康診断を行う。
- 深夜労働など特定の業務に従事している労働者に6か月に1回健康診断を行う。
- シンナーの使用など、危険有害業務に従事している労働者（**派遣労働者**を含む）に6か月に1回特殊健康診断を行う。



＋ 健康診断実施後の事後措置の実施（労働安全衛生法第66条の4,5）

- 健康診断の結果、有所見である場合は、医師等の意見を聴き、作業の転換、労働時間の短縮等の措置を検討・実施する。

＋ 健康診断実施後の保健指導等の実施（労働安全衛生法第66条の7）

- 健康診断の結果に基づき、必要な労働者に対し医師や保健師による保健指導を行う（努力義務）。

労働者50人未満の事業場は、県内5か所の『地域産業保健センター』で、無料で労働者に対する保健指導等を受けることができます。

お申し込みは**大分産業保健総合支援センター**（TEL. 097-573-8070）まで。

健康保険組合等医療保険者から請求があった場合には、事業主は健康診断結果を提供しなければならないことにご留意下さい。（高齢者医療法第27条）

◆ 一般健康診断

健康診断の種類	対象となる労働者	実施時期
雇入時の健康診断 (安衛則第 43 条)	常時使用する労働者	雇入れの際
定期健康診断 (安衛則第 44 条)	常時使用する労働者 (次項の特定業務従事者を除く)	1 年以内ごとに 1 回
特定業務従事者の健康診断 (安衛則第 45 条)	深夜業等*に常時従事する労働者 (*安衛則第 13 条第 1 項第 2 号の業務)	左記業務への配置換えの際 6 か月以内ごとに 1 回
海外派遣労働者の健康診断 (安衛則第 45 条の 2)	海外に 6 か月以上派遣する労働者	海外に 6 か月以上派遣する際、 帰国後国内業務に就かせる際
給食従業員の検便 (安衛則第 47 条)	事業に付属する食堂・炊事場における給食の業務に従事する労働者	雇入れの際 配置換えの際

派遣労働者の定期健診は 派遣元 に 実施義務 があります。

一般健康診断の項目

雇入時の健康診断 (安衛則第 4 3 条)	定期健康診断 (安衛則第 4 4 条)
1 既往歴・業務歴の調査	1 既往歴及び業務歴の調査
2 自覚症状・他覚症状の有無の検査	2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
3 身長、体重、腹囲、視力、聴力の検査	3 身長 ^(※) 、体重、腹囲 ^(※) 、視力、聴力の検査
4 胸部エックス線検査	4 胸部エックス線検査 ^(※) 、喀痰検査 ^(※)
5 血圧の測定	5 血圧の測定
6 貧血検査 (血色素量、赤血球数)	6 貧血検査 (血色素量及び赤血球数) ^(※)
7 肝機能検査 (GOT、GPT、 γ -GTP)	7 肝機能検査 (GOT、GPT、 γ -GTP) ^(※)
8 血中脂質検査 (LDL コレステロール、HDL コレステロール、血清トリグリセライド)	8 血中脂質検査 (LDL コレステロール、HDL コレステロール、血清トリグリセライド) ^(※)
9 血糖検査	9 血糖検査 ^(※)
10 尿検査 (尿中の糖・蛋白の有無の検査)	10 尿検査 (尿中の糖・蛋白の有無の検査)
11 心電図検査	11 心電図検査 ^(※)

注：定期健康診断については、基準に基づき、**(※)の項目**について、**医師が必要でない**と認めるときは省略することができます。

なお、雇入時の健康診断に省略項目はありません。

◆ 特殊健康診断

屋内作業場等における有機溶剤業務に常時従事する労働者	(有機則第 29 条)
特定化学物質を製造し・取り扱う業務に常時従事する労働者等	(特化則第 39 条)
放射線業務に常時従事する労働者で管理区域に立ち入る者	(電離則第 56 条)
鉛業務に常時従事する労働者	(鉛則第 53 条)
石綿等の取扱い等に伴い石綿の粉じんを発散する場所での業務に常時従事する労働者	
過去に従事したことのある在籍労働者	(石綿則第 40 条)
高圧室内業務または潜水業務に常時従事する労働者	(高圧則第 38 条)
四アルキル鉛等業務に常時従事する労働者	(四アルキル鉛則第 22 条)
除染等業務に常時従事する除染等業務従事労働者	(除染則第 20 条)

派遣労働者の特殊健診は 派遣先 に 実施義務 があります。